

# 文教くらし委員会記録

開催日時 平成25年9月13日(金) 13:04~14:26

開催場所 第3委員会室

出席委員 9名

高柳 忠夫 委員長  
粒谷 友示 副委員長  
宮木 健一 委員  
阪口 保 委員  
猪奥 美里 委員  
大坪 宏通 委員  
宮本 次郎 委員  
上田 悟 委員  
新谷 紘一 委員

欠席委員 なし

出席理事者 影山くらし創造部長兼景観・環境局長

富岡 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案等について

(2) その他

〈質疑応答〉

○高柳委員長 ただいまの説明、報告またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○宮本委員 では、最初に質問させていただきます。

3点ほどお聞きしたいのですが、1点目は、県立高校をはじめとする学校の空調設備についてお聞きしたいと思います。ことしの夏、大変暑い日が続きました。県内の市町村立小・中学校や県立高校においても、7月の終わりや、また9月に入っても残暑が厳しいということで、体育の授業、あるいは日常の授業の中でも、教室の気温が非常に上がっているということです。何年か前にも一度お聞きしたことがあります。現在の県立高校、あるいは市町村立小・中学校における空調設備の設置状況は、幾つか前進した面もあるとは

思うのですが、その設置状況をまずはお聞きしておきたいと思います。

もう1点は、県立高校で空調設備が設置される場合に、多くの場合はPTAや育友会などが購入して、そして学校の設備を借りるという形でリース契約により設置をする場合が多いとお聞きしております。その場合に、リース代や電気代などを生徒が負担することになるわけですが、その額が、およそ年間で1万円近くになるということで、昨今の経済状況が悪い中で非常に負担感が強いという声をお聞きします。高校授業料無償化が進められている中でこうした経費負担についてどう考えたらいいかということもお聞きしておきたいと思います。

2点目は、就学援助にかかわる問題であります。全国で156万人が利用している就学援助の制度ですが、これはご承知のように、憲法第26条に定める、義務教育はこれを無償とするという条項の具体化でつくられている制度であり、学校教育法第19条では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されておまして、就学援助の制度によって学業が保障されるということが広がっていると思います。ところが、昨今の社会保障改革の中で、生活保護基準を引き下げることが具体化され始めています。生活保護基準が下がることによって生活保護費の受給者が減っていくことになると、就学援助を受けられる児童生徒に、非常に大きな影響が及ぶのではないかと心配をしているところです。そこで、県内の就学援助の現在の受給状況と、今般の生活保護基準引き下げ等に伴う影響はどうなっているのかをお聞きしておきたいと思います。

最後に、同じく学校教育にかかわる保護者の費用負担の問題でいいますと、例えば絵の具セットや習字セット、あるいは裁縫セット、さらには小学校の1年生などで使います数回ブロックというものがありますが、こういった個人持ちの教材あるいは学用品の費用負担が年々大きくなっているのではないかという声をお聞きしております。例えば絵の具セットなどでいいますと、カタログを子どもが持ち帰ってきて、4,000円、3,000円などのさまざまな商品の中から選ぶ形をとります。どうしてもクラスの友達と同じような形で購入を求める子どもの声がありますので、保護者としては負担することになりますし、また同時に、ずっと使い続ける教材や学用品であれば納得もできるのですが、1学期間あるいは2学期間程度使って、後はずっと使わないということになります。もちろん家庭でも繰り返し使えばいいわけですが、そうもならないということになりますと、結局、このいつときの必要な教材や学用品のために相当な負担をしなければならないということ

から、小・中学校などで義務教育は無償だといっているが、こういったものが非常に大きな負担になるという声をお聞きしています。

もちろん教育予算が増額されて、こういったものが学校の備品として使えるように、常時学校に置いてあるような状況になるのが望ましいと思うのですが、そうならないまでも、例えば鍵盤ハーモニカなどですと、口に接する部品だけを買えば、学校に本体を置いてありますので、保護者負担を軽く抑えるような取り組みもあると聞いております。そういった義務教育の場面で保護者の負担が大きくなるような教材や学用品の問題について、負担を軽減するために県としても何か取り組むべきではないかと思うのですが、その点お考えをお聞きしておきたいと思います。以上です。

○吉尾学校支援課長 県立高校等の空調設備の設置状況につきまして、ご質問にお答えさせていただきます。

県立高校におけます空調設備につきましては、平成25年9月1日現在でございますが、全保有教室数2,616教室に対し、1,138教室に設置しており、設置率は43.5%となっております。そのうち普通教室につきましては、全体714教室のうち362教室、50.7%の設置でございます。さらにそのうち、体温調節が困難な生徒が通学されておりました特別な事情があった2校2教室は公費で配置いたしております。残りは行政財産の使用許可を受けまして、PTA等が設置しているものが13校360教室でございます。さらに保護者が負担されておりますリース代、電気代のランニングコストについてですが、PTA等による空調設備設置につきましては、その総会におかれましてPTA等の総意として、ランニングコストの負担も含め設置することを決定され、県に対して行政財産の使用許可を申請されたものでございます。県ではPTA等からの申請時に許可権限者としたしまして、費用負担が極端に過度になっていないか等を確認して使用許可を与えております。その結果、保護者の費用負担が1人当たり月額800円程度であること、また生活困窮者に対しましては減免制度を設けている学校もあることを確認いたしております。

次に、小・中学校についてのご質問もございました。小・中学校につきましては、平成22年10月の文部科学省調査の資料が直近でございます。これに基づきご報告させていただきますが、小学校の普通教室につきましては、3,380室に対しまして160教室の配置、4.7%でございます。中学校につきましては、普通教室1,404教室に対しまして47教室、3.3%ございました。以上でございます。

○安井学校教育課長 2点質問をいただきました。

1点目ですが、就学援助における生活保護基準の引き下げの影響はどうかということでございます。現在、経済的理由により就学が困難な子どもたちの教育に必要な保護者負担を軽減するための制度といたしましては、要保護児童生徒援助費補助金、それから、準要保護児童生徒援助費補助金がございます。それぞれ国庫補助金や地方交付税措置によりまして、いずれも市町村が実施しております。

受給状況でございますが、要保護児童生徒援助費につきましては、平成24年度は県内の小・中学校を合わせまして412名でございます。準要保護児童生徒援助費は同じく小・中学校を合わせまして1万1,048人となっております。お尋ねの今回の生活扶助基準の見直しにつきましては、平成25年8月から平成27年度までの3年程度かけて段階的に実施されるということでございます。文部科学省では小・中学校の児童生徒に対する就学援助制度には、できる限り影響が及ばないようにするという考えのもとに、平成25年度の対応としては、年度当初に要保護者として就学援助を受けていた者で、引き続き特に困窮している市町村が認めた世帯については、そのまま要保護者としての国庫補助申請を認める取り扱いとされたところでございます。また、準要保護者に対する就学援助については、これは各市町村の単独事業になりますけれども、各市町村に対しまして要保護者に対する国の対応方針を説明し、その趣旨を理解した上で各市町村において判断することとしているところでございます。

県教育委員会の立場といたしましては、これら国の対応については本年2月以降、5回にわたり文部科学省から通知を受けた都度、各市町村教育委員会に対して、国の取り扱いの趣旨を理解して対応されるよう通知したところでございます。幾つかの市に今回の見直しによります影響はどうかということについて、影響を受ける児童生徒の有無等、電話確認をしたところ、現在、確認作業中であるという市もございまして、全体把握はまだできておりませんが、旧基準採用での対応を示唆している市町村もかなり見受けられているところでございます。

それから2点目、学校徴収金についてですが、各学校で使用します教材費等の保護者負担については、市町村教育委員会の指導のもとに過度の負担にならないようにという配慮をしながら、各学校で決めているものでございます。県が直接関与できるものではないと考えているところですが、各市町村においては、先ほど申し上げましたように、経済的理由で就学困難な子どもの保護者負担を軽減するために、学用品費等を支給する就学援助の

制度が各市町村ごとに設けられておりますので、委員お述べの趣旨は理解できるところでございます。県教育委員会といたしましては、各市町村において実施されている就学援助制度が適切かつ有効に機能するように、再度確認をしてみたいと考えております。以上でございます。

○宮本委員 それぞれご答弁ありがとうございました。

空調設備につきましては、現在、県立高校で13校に設置ということですので、まだ半数以上の学校は設置がされていないという状況です。願わくば全ての高校に設置される方向で、費用負担についても、減免制度を設けている学校もあるということですので、こういった進んだ取り組みをぜひ周知していただいて、1カ月800円といえども非常に負担感を感じるという経済状況のご家庭もあろうかと思っておりますので、その点はぜひ配慮していただきたいと思っております。

同時に、小・中学校の設置でいうと、3.3%とまだまだおくれております。この数年の暑さの状況から扇風機を設置したところも広がりつつあるとは聞いておりますが、中には扇風機の設置もまだ見通しがいいことから、お昼前後、非常に暑い状況が続いて苦しいという声もお聞きしておりますので、もし扇風機の設置状況を把握されていたら明らかにしていただきたいのですが、その点はお答えいただけますか。

○吉尾学校支援課長 ご照会のごございました扇風機の設置状況は今、把握しておりません。もし資料等、戻りましてわかりましたら、またご報告させていただきます。

○宮本委員 それでは、後でまた明らかにしていただきたいと思っております。中にはまだ扇風機の設置もままならないという話もお聞きしておりますので、ぜひその辺はしっかりと目を配っていただきたいと思っております。

そして、教材の問題についてですが、これは話はわかるというご答弁でしたので、いろいろな工夫はされていると思うのです。一番良いのは学校の備品にさせていただいて、何も持たずに行けばちゃんと備品として使用できるというのが一番理想的なので、それをぜひ目指しながら、教育無償とうたっている以上は、それを実現するという方向で力を尽くしていただきたいと思っております。以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○猪奥委員 通告していませんがお願いします。

2点お伺いしたいのですけれども、防災教育についてお伺いしたいと思っております。国で防災計画の見直しが進められて、今、県でも防災計画そのものの見直しが進められています。国の防災計画の見直しの中では、防災教育の必要性が強く求められました。例えば

災害がここで起こったという知見の継承ですとか、発災時にどういう行動をとればいいのかという、これまでの避難訓練の枠を超えた訓練が必要ではないかということがうたわれております。例えば、現在、恐らく多くの学校で行われている避難訓練は、学校の中で学校がやっている時間帯に、学校の中の人しかいない状態での避難訓練しか行われてないのではないかと思います。例えば、私の近くでも、地元の自治会長、防災士、地区の社会福祉協議会などが中心になって、地域の人を巻き込んで地域一体となった防災訓練を行われているところは行われていますけれども、まだまだ校長先生のご判断ですとか、地区の自治会長、自治連合会長のご判断がかなり進んだ方ではないとなかなか難しいのが現状ではないかと思います。

そこで、今、県の防災計画の見直しの中で、学校という枠を超えた、例えば防災訓練の見直しのあり方ですとか、そういう方向性でお話を進めていただきたいと思っているのですけれども、どういう取り組みをされているか教えていただきたいと思います。

2点目ですが、今、奈良市の総合計画の中で、奈良市立一条高校の講師の先生の人的交流について奈良市でもやっていきたいという議論がなされていると聞きます。県と奈良市立一条高校の先生方の人的交流について、今どういった議論が現状として行われているのか、現時点で答えられる範囲で教えていただきたいと思います。以上です。

**○沼田保健体育課長** 防災教育の取り組みについてお答えいたします。

委員お述べの、学校だけではなくて、地域を巻き込んだ一体型の防災訓練ですが、お述べのとおり、非常に大切な要素であると考えております。現在、県が指定いたしまして、五條市の中学校で地域と一体となった防災教育、防災訓練のモデルとして現在実施いただいております。避難訓練につきましても、地域の方々が炊き出しまでやっていただく形での防災訓練でございます。今後はそういったモデルを参考に、奈良県内の各地域、各学校が積極的な地域一体型の訓練ができるように進めていくよう計画する予定でございます。以上でございます。

**○石井教職員課長** 奈良市立一条高校との人的交流の件でございます。奈良市立一条高校につきましては、県立高等学校と定期的に人的交流を以前から続けております。現在も行っている状況でございます。ちなみにでございますが、奈良県立一条高校のみならず、大和高田市立高田商業高校についても同じような扱いをしております。以上でございます。

**○猪奥委員** ありがとうございます。五條市での取り組みをモデルにということですが、これを各地で広げていくとなると、今でもかつかつで授業をしている中で、時間がどうし

でも難しいという話がまず第一義に出てくるでしょうし、外部の方を学校の中にとということもなかなか難しいということが課題として上がってこようかと思います。例えば放課後を使ったり、学校でもできるだけいろいろな時間にたくさんの方に来ていただくご努力を、県教育委員会でも推し進めていただきたいと思います。

奈良市立一条高校については、人的交流はこれまでやってこられました。これからもやっていかれるのですけれども、特段人数をふやしてという話にはなっていないのですか。

○石井教職員課長 人数につきましては、都度都度、年度ごとに奈良市教育委員会と調整し、当然のことですけれども、奈良市立一条高校1校で、教職員人数も限られておりますので、市教育委員会と相談の上、調整して進めているという形でございます。特に人数が何人とかいう形で何かを定めているものではございません。

○猪奥委員 ありがとうございます。以上で結構です。

○大坪委員 奈良維新の会の大坪でございます。私からも少し質問をさせていただきたいと思っております。

一番最初に、ことしの夏は大変暑いということで、これも毎年暑い暑いと言われているのですが、ことしの夏、そして、その前の3年間、特にこの3年前の夏は本当に異常な暑さだということが世間でも言われていました。暑いというレベルも実際にどれくらい暑いかということ、この4年間、いつがどの順番で暑いかという認識を持っておられるか、どなたかお答えいただけたらありがたいと。

○高柳委員長 いや、答えられないと思うので、その次の質問と関連した人に答えてもらうことにしましょう。

○大坪委員 それでは、実は私も気象庁の、奈良市のデータなどを過去ずっと見させていただいて、私が奈良市議会議員のときからでもとにかく暑い暑いと毎年言って、特にエアコンの問題などが大概このぐらいの時期になると奈良市議会で質問が出るのですけれども、今数字は持ち合わせていないのですが、確かに3年前の夏が特にひどかったのです。それで、ことしはそれに匹敵するぐらいかなり暑い。ただ、ことしの場合は9月に入ってから一挙に涼しくなって、それでまたこの3日間ぐらいが、徐々に1日1日昼間の気温が上がってきているということを感じております。そして、2年前が1年前よりもまだ涼しかった。それで、去年が2年前よりも少し暑かったけれども、3年前ほどひどくなかった。

過去ずっと見てみますと、昭和54年という年を一度また調べていただいたらいいかと思うのですが、この年は、7月、8月、9月と最高気温を見ますと、今見てもびっくりす

るような、今はもう温暖化、温暖化ということで、ここ最近が暑くなったという認識を皆さんお持ちかと思うのですが、本当に昭和54年という年は大変な数字が並んでいる年です。ですから、結構そのときによっていろいろあると思いますが、これから質問させてもらうのは、熱中症のことですけれども、この夏の学校での熱中症発症状況について、まずお伺いしたいと思います。

**○沼田保健体育課長** 平成25年度ですが、保健体育課が公立学校または幼稚園より報告を受けた奈良県下の学校管理下における熱中症の発生件数は、5月12日から9月12日現在までで合計197件となっております。その内訳は、幼稚園が2件、小学校が12件、中学校が148件、高等学校が35件でございます。そのうち、救急搬送したものにつきましては、幼稚園で1件、小学校で2件、中学校で24件、高等学校で7件、合計34件でございます。

**○大坪委員** 今お聞きしていますと、中学校が特に多いということですが、何かこれもういった理由があるのかと思うのですが、この熱中症予防のための対策といたしますか、対応をどういう形で取り組んでおられるのかお伺いいたします。

**○沼田保健体育課長** 予防対策につきましては、基本的には各学校、園で実施していただくこととなりますが、県教育委員会といたしまして、これまで各市町村教育長宛てに、または県立学校長宛てに、熱中症事故の予防についてというタイトルで通知文等を今年度は7回発出いたしました。その通知の具体的内容につきましては、熱中症事故の多くが体育、スポーツ活動中で、それほど高くない気温下でも、また湿度が高い場合でも発生すること。また、活動前に適切な水分補給、食塩水でありますとかスポーツ飲料等を飲むこと、そして活動中や活動後にも適宜水分や塩分の補給ができる環境を整えたり、気温、湿度などの環境条件に合わせて活動計画の変更や幼児、児童生徒の健康観察、健康管理の徹底に努めること、こういった内容を含めております。

また、通知文等以外には、研修会等を実施しております。市町村教育委員会の担当者、または学校の管理職を対象といたしました健康教育等担当者連絡協議会、さらには学校体育担当者会議、こういった会議におきまして、本課指導主事から講義を行うほか、市町村教育長会にも出向きまして、熱中症発生状況にも触れながら教育現場における熱中症予防対策について適切な指導がなされること等の注意喚起を行っているところでございます。以上でございます。

**○大坪委員** どうもありがとうございます。私も今、学校の近くに住んでおりますので、



よく体育の授業などで、今でしたら運動会の練習などをよくやられているのですが、終わったときに先生の声で、しっかり水分をとってくださいということも聞こえてくるので、現場ではかなり配慮をされていると思います。ところが、学校では確かに一生懸命いろいろな対策を講じていただいていると思うのですけれども、実際、特に中学生の発症が一番多いというのは、ひよっとすれば生活習慣そのものに少し問題点があるのではないかと感じています。例えば夜更かしをしないでしっかりと睡眠時間をとっているのか、それから朝食をちゃんと食べて、栄養なんかもしっかりとってきているのか、やはりこういうことがおろそかになりますと、どうしても倒れたりとか、熱中症にかかるリスクは高いと思うのです。ですから、そういった家庭の問題まで指導することはなかなか難しいと思うのですけれども、やはり現場の先生方、子どもたちと接していただいていますので、調子の悪そうな子がいれば十分に、個別にでも注意をして、また何らかの対応を考えていただければありがたいのではないかと思います。どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に、今年度の新規事業の学校・地域パートナーシップ事業について、その詳しい内容を教えていただけたらありがたいと思います。

**○奥田人権・地域教育課長** 今、大坪委員お尋ねの学校・地域パートナーシップ事業は、平成25年度の新規事業としてスタートしております。これは平成24年度まで実施をしておりました学校・地域連携事業における学校の要請に応じて、地域の人々が支援をする連携協力といった関係をさらに発展させまして、学校運営に保護者や地域の人々が参画し、教職員と協働することにより、奈良県の子どもたちの課題である規範意識や社会性の向上を図ることを狙いにしたものでございます。

**○大坪委員** それでは、現在までの具体的な進捗状況についてお伺いします。

**○奥田人権・地域教育課長** この事業につきましては、具体的には学校の校務分掌にコミュニティ部という新しい分掌を設けまして、そして教職員と地域の代表者が熟議を行う場として学校コミュニティ協議会を組織しております。この協議会を組織する学校が、ことは県内公立小・中学校の約9割に達しております。

**○大坪委員** それでは、その中で、具体的にされている事例で、何かこれはおもしろいか、しっかりされているという例があれば教えていただけたらと思います。

**○奥田人権・地域教育課長** 平成25年度からスタートしておりますこの事業ですけれども、徐々にそれぞれの地域からさまざまな報告がなされております。今、委員おたずねの実例としましては、特に地域に伝わる踊りなど伝統芸能を地域の方から子どもたちが学び

まして、そして地域のお祭りで実演した、そうした取り組み、あるいは児童数が急増する小学校で運動会での観覧マナーなどが議題になりまして、そのことにつきまして教職員と保護者が熟議を行って、保護者の観覧席を立ち見席で入れかえ制にしたことにより、観覧マナーがぐんと向上し、先生たちの子どもに向き合う時間がふえたという取り組み。また、規範意識など子どもたちの教育課題を目指して、地域と協働して挨拶や声かけ運動を継続して展開している取り組みなどがございます。

**○大坪委員** どうもありがとうございます。本当に例としてもなかなかすばらしいことをしていただいていると思うのですが、その規範意識の向上という中で、最近特に目立ちますのが公共マナーの低下であるとか、また交通ルールの遵守ということが子どもたちの間で、簡単に言いますと、自転車で一時停止をしないとか、信号無視をするとか、こういったこともよく見受けられます。この事業の中で、そういう規範意識の向上というところで、公共マナーとか、また交通安全、ルールの遵守ということを、ぜひとも何か盛り込んでいただいて、それこそ地域の皆さんと子どもたちと、例えば校区内の危険箇所を一緒に見て回るとかいうことで自分たちの安全を確保するとか、地域の方ももちろんそういうマナーの悪い方もおられますので、改めて大人自身も確認するという場があってもいいのではないかと考えておりますので、少しそれだけ提案をさせていただきたいと考えております。ありがとうございました。

それと次に、今、高校の日本史の教科書の採択の問題で動きがありまして、実教出版株式会社の教科書でありますけれども、国旗掲揚、国歌斉唱について、一部の自治体で公務員への強制の動きがあるという記述をされている問題で、幾つかの教育委員会が対応されていると聞いています。例えば神奈川県の場合でしたら、当初は28校が採択を希望していたけれども、各校に再考を促した結果、どこも採用しなかったという例もありますし、また、東京都教育委員会もこれについて、使用は適切ではないとの見解を示して、都立高校等計206校に通知をしたということです。その結果、こちらでも使われなかったということがあります。奈良県の場合は、実質この実教出版株式会社の教科書の使用についてのどのような状況になっているのかお伺いいたします。

**○安井学校教育課長** お尋ねの実教出版株式会社の日本史の教科書ですが、新日本史A、高校日本史A、日本史B、高校日本史Bと4種類ございまして、いずれも文部科学省の検定に合格したものでございます。これらの実教出版株式会社の日本史教科書については、写真や図表、地図等が豊富で、全体として記述がわかりやすいとか、見やすい構成になっ

ているなどの理由により、従来から県立学校で採択されているのですけれども、来年度の採択状況については、高等学校日本史Aが県立学校3校、高等学校日本史Bが同じく3校、合わせて6校が採択しているという状況でございます。

○大坪委員 それでは、実際その教科書が6校で使用されるということですが、その中では、国旗掲揚、国歌斉唱をしっかりとやっていくと記述されていますが、それとは別に、何か県教育委員会としての対応をなされるのかお伺いをします。

○安井学校教育課長 委員ご指摘の記述の部分に関しましては、さまざまな意見があると認識しております。本県といたしましては、毎年秋に実施いたします教科別の学習指導研究集会等の機会を捉えまして、再度学習指導要領の趣旨に従って、入学式や卒業式には学校生活に有意義な変化や折り目をつけて、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機づけを行って、学校あるいは社会と集団への所属感を深める上でよい機会となるという意義を踏まえて、入学式あるいは卒業式におきましては国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するといった指導をする旨を、十分に伝えてまいりたいと考えております。

○大坪委員 今のご答弁で、しっかりとまた研修の場でもやっていきたいというお答えを頂戴しましたので、ぜひとも、この点よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後に今、これもまたちょっと話題になっております、「はだしのゲン」という漫画をめぐる、松江市教育委員会が閉架措置をとって、そしてまた突然その閉架措置、閲覧制限を撤回したという問題がありましたが、これについて、奈良市でも聞きますと、どの学校にどれだけの冊数があるのかをもう早速調査はされたようではありますが、県教育委員会として、このことについて何らかの対応をされたのかをお伺ひしたいと思います。

○安井学校教育課長 お尋ねの「はだしのゲン」の各学校への配置状況でございますけれども、市町村教育委員会に県として特に照会はしておりませんが、本県では、例えば平成24年度に修学旅行を実施した公立小学校204校のうち201校が広島市、1校が長崎市を訪れまして、原子爆弾投下によって国民が大きな被害を受けたことなどを学習しております。こうした平和学習、平和教育の取り組みを実施している学校の多くでは、関連図書の一つとして「はだしのゲン」を学校図書館等に配置していると認識はしているところでございます。

○大坪委員 実際この本を、私も1巻から10巻まで、小学校のとき読んで以来、きのう、おとといでもう一回読み返させていただきました。それで教育長にお伺ひしたいのですけれども、この本を実際に読まれたのか、もし読まれたのであれば感想なりがあればお伺

いできればと思います。

○富岡教育長 過去には読んでおりません。ただ、話題になりましたので、話題箇所は10数ページでしかありませんが、どういうものがどう書かれているのかということで、見ました。感想も言うのですか。

○大坪委員 はい。

○富岡教育長 感想としましては、やはり戦争の異常さや残虐さというのが描かれていると。もちろん私の認識としまして、作者の方は平和を望む願いから全編10巻描かれたと聞いております。ただ、そうは承知しておりますけれども、持ち帰って読ませていただいたところには、余りにも露骨で残虐な描写や場面もございます。これは成長過程にある子どもにとって、やはり過激かなど。過激なゆえにその先入観や誤解が生じる可能性もないとは言えないなど、そのぐらいの感触は受けております。とにかく私もショッキングだったというのは事実でございます。

○大坪委員 どうもありがとうございます。私も読ませていただいて、特に最後の10巻が、日本軍の行動やいろいろなことが、本当に事実なのかと思うようなところがあります。私も1巻からずっと見たのですが、端々でもいろいろなちょっと認識的にどうなのかと感じる部分があるのです。でも、それをそのまま子どもたちが信じて社会に出ていくと、日本の国をこれからよくしていきたい、いい世の中にしたいという、これからの社会を担っていただく若い人たちに、本当にこの日本の国に誇りを持って生きていけるのかという感想を問題に持ちました。

1つの例を挙げますと、例えば天皇陛下のことに対して、何か最高の殺人者天皇とか、貧相な面をしたじいさんの今上裕仁とか、何かもう本当に戦争狂いの天皇とか。日本国の象徴とされている天皇陛下に対してこういうことを平気で描く、これは余りにもひどいのではないかと。それから、内容で特に気になったのは、言葉がすごく汚い、子どもの言葉としてはちょっと考えられないような言葉、そして卑わいな感じの表現の単語なども結構出てきますし、確かに私も体験していませんから何とも言えませんが、本当に悲惨なことで、これはもう絶対にあってはならない、この戦争の被害であるとは思いますが、ただ、その苦しい状況でありながらも、その本の中の随所にあらわれているのは、盗みなんかをして食べつないでいく、もうしんどいから、盗っても仕方ないではないかというところがかなりの場面が出てくるのです。子どもたちも時代背景が全く違いますけれども、何か自分たちが困ったら物を盗っても、それは許されることだという誤解も与えると、ちょ

っとこれはどうなのかと思います。私はこの本に関してどこに置くなとか、見せるなとかという考え方は持っておりませんが、ぜひ、ここにおいでの方の皆さんも含めて、そして県民の皆さん、特に大人の方にしっかりとこの本は実際どういう本なのかということをもっと読んでいただいて、世間で議論が膨らんでいった結果どうなるのかを見ていきたいと思っております。そういう意味でこの質問をさせていただきました。以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○阪口委員 質問は2点いたします。私、県議会議員になる以前の職業としまして学校の教師を38年やっております、36回担任をさせていただきました。主に社会科と生活指導を担当してきたわけでございます。

質問の1点目ですけれども、いじめに関連して、教育委員会の活性化について質問いたします。最近の風潮として、教育委員会は、いじめの対応が非常に鈍いということで、一部の首長から教育委員会廃止論が出てきています。しかし、私は廃止論ではなくて、本来の教育委員会のあり方として充実させていくべきであろうと考えているわけです。時代的な背景を見ましても、教育委員会は首長から独立した行政委員会で、政治的な中立性、それから教育政策が安定的に行われるということを主眼として設置されたわけでございます。このような経緯のもとで設置されたわけで、しかし時代の流れの中で、教育委員会の権限を公選制から任命制にして、力を弱めていくという経緯もあるわけでございます。しかし、現状においても、教育委員会が月1回の会合でやはり十分に議論していけば、教育委員会の存在意義は大きいと考えております。そこで、教育委員会の活性化についてご質問いたします。

○富岡教育長 委員お述べのとおり、今、教育委員会制度について議論がなされています。私は現行制度の中での教育長であって、教育委員でもございます。このことについては是非かのコメントは、これは差し控えるべき立場であります。ただ、現行制度のデメリットばかりが前へ出て議論されている嫌いがあるなど思っております。それと、少し性急かという思いもしております。いずれにしましても教育制度、教育委員会制度の本来の趣旨、目的をきちんと押さえていただいて、メリット・デメリットをしっかりと検証した上で対応していけばいいという感想を持っております。

そこで、現行の中で充実すべきだと思います。制度についてのコメントは、私は少なくとも差し控えるべきだと思いますが、充実という面ではいろいろ行っております。まずは制度上のことですが、点検評価を毎年議会に報告しなさいという動きがあります。

これは第三者機関を設けまして、それぞれの専門家に教育委員会全体の活動の一定の評価もお受けしながら、議会にも提出し、公表もしているところであります。また、昨年度から少し教育委員会制度とかいろいろ出てまいりましたので、しっかりとこれは教育委員の先生方で勉強会をしなければならないということで、お諮りをいたしました。やりましようということで、定期的に定例の教育委員会が終わりましたら、1時間から、長いときには1時間半、2時間に及ぶときもありますが、しっかりと勉強会をしながら自由に意見交換をして、高めていこうということでやっております。これはかなりアップ・ツー・デートな情報を共有しながら議論をしていくということで勉強になっているのかと思います。

それから、もう一つが県内の現場を知っていただこうと思ひまして、小・中・高、特別支援学校に、できるだけ県内視察に出させていただいて、学校でそれぞれの状況を授業参観をさせていただき、校長、教頭あるいは教員からいろいろなお話を聞かせてもらおうと。そこで少し意見交換もしていくということを充実の一環としてやらせていただいております。

**○阪口委員** どうもありがとうございます。ご期待をいたしております。

次、2点目ですけれども、県のいじめ対策の取り組みについて質問をいたします。県は、いじめ対策マニュアルとして、70ページにわたっていろいろなことについて対処法とか教師の指導のやり方とか、述べられております。また、いじめ対策の出前トーク等も行われているということで、県の積極的な対応については一定の評価をしておきたいと思ひます。他の自治体の、いじめ対策についての対応ですけれども、大津市では子どものいじめの防止に関する条例の制定がされました。この是非はここでは述べません。また、いじめを起こした生徒、加害者への罰則を強化していく、厳罰を与えていくということも議論されています。

あくまでこれは対症療法だと思ひます。根本的には学校で、クラスでいじめがおこらない土壌をつくっていくことです。基本的なところを忘れていると、どうしてもモグラたたきのようになっていくと考えております。基本は、わかりやすい授業をしていく。学級経営の工夫をしていく。文化祭、運動会を通しての特別活動の充実、それから進路指導の保障、クラブ活動への子どもの参加をふやしていく。非常に多面的にわたって取り組みをしていかないと、いじめというのは防止できないと。対症療法は、それぞれどこの自治体もされているわけですけれども、県として長期的な視点に立ってのいじめ対策について、何かお考えがあれば、お聞きしたいということが質問であります。

もう一つは要望です。ですから、答えていただかなくて結構です。大阪府ではどんな現

象が起こっているかといいますと、私が教師のときに橋下知事が誕生しまして、それ以後、大阪府では教師の早期退職、それから管理職も含めて、やる気の低下というか、働く意欲が低下しているわけです。最近の実情としては、大学生も大阪府を避けて他府県で教員採用試験を受験するという傾向が見られるわけです。教育の現場は、やはり優秀な人材があってこそ初めて実践ができるわけですし、奈良県においても、やはり現場の教師の勤務状態の把握とか、教師の思いとか、そういうものを酌んで対処をしていっていただきたいと。ここにおられる公務員の方もそれぞれ給料は下げられるわ、市民の風当たりは公務員に対して強いわとか、それは大阪府の教師であっても同じなわけです。ですから、教師のやる気を起こさせるようなことも踏まえて対処していただきたいと、これは要望であります。

○西上生徒指導支援室長 私にはいじめの防止対策について県の取り組み、また考え方についてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、昨年4月から9月初旬までの各学校のいじめの実態を把握するために、県の独自調査を実施させていただきました。その際、徹底して小さいいじめの芽も見逃さないという考え方、基本姿勢で調査に当たることとしました。結果、11月に公表されました文部科学省のいじめ問題に関する児童生徒の実態把握等緊急調査結果では、県内の国公立小・中・高・特別支援学校で認知されたいじめが6,781件に上りました。多くの児童生徒の声を把握することはできましたが、一方で、その解消率が67.7%と全国平均を下回る状況であり、この点を重く受けとめまして、いじめ被害に苦しみ続ける児童生徒を一刻も早く救済すべく、その後の取り組みに努めました。まず、深刻な状況にある学校に対しては、校長OB等から成ります学校支援アドバイザーや巡回アドバイザー、また、心のケアに当たってはスクールカウンセラーなどを市町村教育委員会と協議、調整の上、緊急派遣させていただきました。

また、12月にはいじめ問題に関する緊急会議を開催し、市町村教育委員会の担当者や県内全ての学校の代表者に集まいただき、いじめに関する講演とともに、現在、いじめ防止対策推進法に基づく国の基本方針策定の有識者会議座長であります森田洋司大阪市立大学名誉教授が中心におまとめいただいた、いじめ早期発見、早期対応マニュアルの活用方法についてご説明をいただきました。同時に、そのマニュアルを県内の全ての教員に配付して、各学校においてはそのマニュアルを活用した教員研修の実施をお願いして、各校のいじめ問題に関する対応力の向上に努めていただいているところでございます。

また、そういった取り組みとともに、いじめの各校の取り組み状況についての調査を1

2月と3月に継続することで各校のいじめの解消と早期発見に根気強く取り組んでいただく。そういうこととした結果、今年3月までの平成24年度中に認知されたいじめの件数が7,547件となりましたが、その解消率が97.2%と改善されてきたところでございます。

今年度の新たな取り組みといたしましては、いじめを受けております児童生徒への指導や支援を継続的でより効果的なものとするために、子どもたちの日々の様子や教員の取り組みを記録して引き継いでいく、個人別生活カードを今秋に県内全ての学校に示せるよう準備を進めてきたところです。ただ、今月28日より施行となっておりますいじめ防止対策推進法にかかわる国の基本方針や取り扱いの方法が今後示されるものと思われま。そのことを踏まえて、そのカードの内容を再度調整し、その活用を展開していく予定でございます。

また、子どもたちの規範意識や思いやりの心を育む取り組みとしまして、今年度新しく中高生元気発信プロジェクトをやっております。これは既に設置しておりました県内の高等学校生徒会連絡会の中に8校のモデル校を設け、その高校が地元の中学校の生徒会と地域の方と協力して地域での社会貢献活動や地域行事に参画していくという事業でございます。県教育委員会といたしましては、今後もこういった問題対処型で即効性ある取り組みと、また規範意識や思いやりの心を育む長期持続的な地道な取り組みを組み合わせ、いじめなど問題行動の減少に取り組んでいく所存でございます。以上でございます。

○阪口委員 被害者と加害者への対応については十分説明されて、あと規範意識の確立ということについては理解をしました。ただ、私が質問していた内容とは少し答弁が違ったかなと。それについては、どのように長期的な視点で解消していかなければいけないかということについては、教育実践の違い等もあろうかと思っておりますので、今後詰めていきたいと思っております。

県主催の行事も去年2回ぐらい参加させていただいて、例えばわくわくまなびフェスタですかね、そのとき行くと、子どもも喜んで参加している。そこに高校生、県立御所実業高校の生徒が、児童を汽車に乗せて、一生懸命子どもと一体化して頑張ってる。そういう取り組みも、やはり高校生が積極的にそういう行事に参加していくことで生かされていくと考えておりますので、いじめ対策として、体験型のイベントも必要ではないかと思っております。その点について何か担当で、ことしもやられるのであれば、少しお話を聞きたいと。

最後に、教科書の採択については私自身も考えを持っておりますので、本日は控えさせ



ていただいて、次回のときに発言をさせていただきます。わくわくまなびフェスタのことで何かあれば。

○松尾教育研究所副所長 わくわくまなびフェスタについてのお尋ねでございます。

委員おっしゃいましたように、昨年度、県立御所実業高校の生徒に参加していただいて、子どもを汽車に乗せて活動するというイベントもしていただきました。本年度も10月6日に開催予定でございます。昨年度と同じような形で、高校生にもご協力をいただいて、体験型のプログラムも実施していく予定でございます。

ちなみに、昨年度は、約1,440名の方に来ていただいたのですが、ことしもほぼその程度の来客数を見込んで、現在準備をしているところでございます。以上でございます。

○阪口委員 もう結構です。

○高柳委員長 ほかにございませんでしょうか。

ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、議会閉会中の審査事件にかかる委員長報告につきましては、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これで、本日の委員会を終わります。